防災用品 購入費用補助金

浦幌町では、防災用品(非常食や避難セットなど)の購入費用の 一部を助成しています。

本町では、地域における防災力の向上及び防災意識の高揚と定着を図ることを目的として、個人や事業者が購入する防災用品の費用の一部を助成しています。この制度の補助対象となるのは、浦幌町が指定する町内販売店(指定店)で購入する防災用品となります。

指定店(平成30年6月現在)

- ・有限会社ライズ (栄町・IL576-2620) ・有限会社東栄堂 (本町・IL576-2195)
- ・さいとう呉服店(栄町・12576-2423)

補助の対象となる防災用品

- ・非常食、飲料水(保存期間が5年以上のもの)
- ・毛布、アルミブランケット、寝袋、**携帯トイレ、ヘルメット、携帯ラジオ**、懐中電灯、ラ ンタン等
- ・前述記載のいずれかを含む**防災セット**(非常持出袋・緊急避難セット)
- ※防災、避難用品として販売されている非常用食料品や初期避難用品を対象としていますが、 補助対象外となる場合があります。
 - 例) 毛布:個人は対象外、法人は対象となります。毛布は、災害等の発生により帰宅できない従業員や帰宅困難者の受入に備える場合に対象となります。毛布は、浦幌町において相当数を確保していることから個人は対象外としています。補助対象となる用品の確認は、指定店を通じて浦幌町へお問い合わせください。

補助金の額・補助対象等

防災用品の購入に要する**経費の2分の1**の額(1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)とし、補助対象者及び上限額は以下のとおりです。

- ・町内に在住する世帯 1万円
- ・町内に事務所若しくは事業所を有する個人事業主又は法人 5万円
- ※一度、補助金を受けると、当該交付を受けた年度の末日から3年を経過するまで、本制度 を利用することができません。

手続き

指定店に委任状を提出することで、指定店が申請事務等を代行します。

お問合せ先

役場総務課管財防災係(Tel.576-2111)